

官業骨傷後同盟

(別記其二)

官業同盟陸軍令科會決議要項

- 一、勤続賞與トアルヲ退職手当ト改正其率ヲ左ノ如ク改ムルノ
- 一、勤続一年未満日給二十日分
- 二、一年以上五年迄一ヶ月ヲ増ス毎二日給四日分
- 三、五年以上十年迄一ヶ月ヲ増ス毎二日給五日分
- 四、十年以上二十年迄一ヶ月ヲ増ス毎二日給六日分
- 五、二十年以上一ヶ月ヲ増ス毎二日給八日分

分以上

- 一、定期職ニ制度ヲ廢シ職ニニ洋スル取扱ヲ一切平等ナラシムルノ
- 二、勤続賞與ヲ制定シ勤続在職者ニ左ノ如ク支給スルノ
- 一、十年勤続者日給三百五十日分
- 二、十年以上十七年者日給三百五十日分
- 三、十七年以上二十年者日給三百六十日分
- 四、二十年以上二十五年者日給三百六十日分
- 五、請負制度ヲ撤廢シ全部常備制トスルノ
- 六、恩給年限ハ十五年ニ短縮スルノ
- 七、陸軍共済組合ニ適用セズノ一項ヲ削除スルノ

以上